

嶺北高等学校教科書購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、連携型中高一貫教育校である嶺北高等学校(以下「嶺北高校」という。)に在籍する生徒の父母(父母に代わって家計を支えている者がある場合はそのものを含む。以下「保護者等」という。)に対し、教科書購入に対する補助を行うことにより嶺北高校との連携の強化を図ることを目的とする。

(補助金交付の要件)

第2条 補助金は、嶺北高校が指定する教科書の購入に要する費用を、嶺北高校に修学する生徒の保護者等(生活保護法による高等学校等就学費のうち教材費について受給要件に該当する世帯に属する者を除く)の内、基準日に土佐町に住所を有する生徒の保護者等に1学年に1回限り交付する。ただし、嶺北高校が指定した教科書の総額については、町長が認めたものでなければならない。

2 前項の基準日は4月15日とする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、町長が指定する期限内に第1号様式の補助金交付申請書を町長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第4条 町長は、前項の補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定する。

2 町長が前項による交付の決定をしたときは、その決定内容及び条件を第2号様式の補助金交付決定通知書により、補助金交付申請者に通知する。

(補助金交付の方法)

第5条 補助金の支払は、請求書(第3号様式)に基づき口座払いにより行うものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第6条 補助金の決定を受けた保護者が、次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、その決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 詐欺その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第7条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付され

ているときは、期限を定めて返還を命じるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還には、相当の利子を付することができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成22年度においては、第2条第2項中「4月15日」とあるのは「6月1日」と読み替えるものとする。